

佐世保市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。)に基づき市長が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 認定基準 法第 54 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する基準をいう。
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 14 条第 1 項に規定する機関をいう。
- (3) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号、以下「品確法」という。)第 5 条第 1 項に規定する機関をいう。

(認定申請)

第 3 条 法 53 条第 1 項又は法第 55 条第 1 項の規定により認定の申請をしようとする者(以下「認定申請者」という。)は、申請書の正本及び副本各 1 通に、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。)第 41 条第 1 項(法第 55 条第 1 項の規定による場合は省令第 45 条)に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

2 法第 54 条第 2 項の規定による申出をしようとする者は、前項に定める図書のほか、次の各号に掲げる図書を、併せて市長に提出するものとする。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書の正本 1 通及び副本 1 通
- (2) 建築基準法第 6 条の 3 第 7 項に規定する適合判定通知書又はその写し(同条第 1 項に規定する構造計算適合性判定を要する場合に限る。)

(技術的審査の実施機関)

第 4 条 認定申請者は、当該申請を行う前に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める機関(業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配さ

れていないものに限る。以下「評価機関」という。)において、認定基準に適合していることについて、技術的審査を受けることができる。

- (1) 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関
- (2) 前号以外の建築物が認定対象の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築基準法第77条の18から第77条の21までの規定により国土交通大臣又は都道府県知事が指定する指定確認検査機関(登録住宅性能評価機関であるものに限る。)

2 前項の技術的審査を受けた場合において、認定基準に適合していることを証する書類(以下「適合証」という。)を評価機関が発行したときは、認定申請者は適合証の写しを申請書に添付することができる。

3 前項の規定により添付する適合証は、認定基準の全てについて、適合していることを証したものでなければならない。

(認定申請に必要な図書)

第5条 省令第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、別表1の(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表の(イ)欄に定めるものとする。

2 省令第41条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、別表2の(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表の(イ)欄に定めるものとする。

(軽微な変更)

第6条 計画の認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)は、省令第44条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(様式1)2通に、省令第41条第1項に規定する図書及び前条に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 第3条第1項に規定する認定の申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届(様式2)の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、第3条第1項の申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築等の取りやめ)

第8条 認定計画実施者が当該認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめようとするときは、建築物の建築を取りやめる旨の申出書(様

式 3)の正本 1 通及び副本 1 通に、省令第 43 条第 2 項に規定する認定通知書及び第 3 条第 1 項の申請書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第 9 条 市長は、第 3 条第 1 項に規定する認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、認定基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書(様式 4)により認定申請者に通知するものとする。

(審査の委託)

第 10 条 市長は、第 3 条第 1 項に規定する認定の申請があった場合は、第 4 条第 1 項に該当する場合を除き、認定に係る審査の一部を、評価機関に委託することができる。

第 11 条 削除

(市長以外の者の指示による申請書等の補正)

第 12 条 第 10 条の規定により、市長が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、第 3 条第 1 項の申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、市長は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

(工事完了報告書)

第 13 条 認定計画実施者は、申請に係る建築物の建築の工事を完了したときは、建築物の建築の工事が完了した旨の報告書(様式 5)により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

(報告の徵収)

第 14 条 法第 56 条の規定により市長から報告を求められた認定計画実施者は、認定低炭素建築物状況報告書(様式 6)を提出しなければならない。

(改善命令)

第 15 条 法第 57 条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善に関する命令書(様式 7)により行うものとする。

(認定の取消し)

第 16 条 法第 58 条の規定による認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書(様式 8)により行うものとする。

(認定等の証明)

第 17 条 認定計画実施者は、証明願(様式 9)を提出し、当該低炭素建築物新築等

計画について認定されていることの証明を受けることができる。
(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1(第 5 条関係)

認定申請に必要な図書

	(ア)	(イ)
(1)	第 4 条第 1 項の規定により評価機関の技術的審査を受けた場合	適合証(写)(注 1)
(2)	規格化された型式の住宅で、外壁、窓等を通しての熱損失の防止に関する基準について、防止性能を有すると国土交通大臣が特に認めた場合	当該基準に適合する旨の認定書等(写)
(3)	日本住宅性能表示基準(平成 13 年国土交通省告示第 1346 号)に定める劣化対策等級に係る評価が等級 3 に該当する措置を講じた場合	住宅性能評価書又は住宅型式性能認定書(写)
(4)	建築基準法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく交付を受けた場合	確認済証 (写)
(5)	その他	認定の審査において必要と認める図書

(注 1)品確法第 6 条第 1 項に基づく設計住宅性能評価書の写しを含む。

別表 2(第 5 条関係)

認定申請にあたって省略できる図書

	(ア)	(イ)
(1)	別表 1 の(2)において認定書等(写)を添付した場合	当該認定書等において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
(2)	別表 1 の(3)において住宅性能評価書又は住宅型式性能認定書(写)を添付した場合	当該評価書又は認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書